

《 注意事項の確認 》

- 現住所地での市町村税等に滞納のある世帯は入居することができません。
- 犬、猫、(住宅内での飼育も不可) 鶏、鳩等の動物の飼育はできません。(金魚や鳥かごの中で飼う小鳥などはこの限りではありません。)
- 申込者(同居者を含む)が暴力団員である場合は入居決定しません。また、入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求事由に該当することとなります。
※暴力団員…暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 駐車(車庫証明含む)できる車は1戸につき1台のみの許可となります。
(入居者が所有または使用する乗用車で営業用でないこと。)
- 町営住宅では、家賃(住宅・駐車場)の他に共益費(廊下・外灯の電気代・除雪費・草刈代)というものがあります。
- 町営住宅は共同住宅のため管理人業務というものがあり、ご自身の都合で拒否・放棄されることのないようお願いいたします。
※管理人業務…主に共益費の取りまとめ、料金支払い等の業務

上記注意事項を確認した上で入居の申込みをします。

年 月 日

申込者氏名

印